

専ら本所の事由に起因、又は求職者の自己都合により求職者が求人者への入社後6ヶ月以内に退職した場合、下表の内容で紹介料の返戻を行うものとする。

退職時要件	返戻金額
入社後2ヶ月以内	受領した紹介手数料の80%
入社後2ヶ月を越え4ヶ月以内	受領した紹介手数料の50%
入社後4ヶ月を越え6ヶ月以内	受領した紹介手数料の20%

但し、

- 1 求職者が専ら求人者の事由に起因し退職した場合又は解雇された場合
 - 2 求職者が死亡等の不測の事態により入社後6ヶ月以内に退職した場合
- 上記いずれかに該当する場合は受領した紹介手数料は返戻の対象としない。